

肉用牛肥育経営安定特別対策事業に係る
理事長が適当と認める事業対象牛について

1 一産取り肥育の承認申請方法

牛マルキンでは、実施要綱第6の10のただし書の規定に基づき、農畜産業振興機構理事長が適当と認める事業対象牛を毎年度承認しています。昨今、子牛価格高止まりを背景として「一産取り肥育」の要望が多数寄せられています。このことから、一産取り肥育については、肥育素牛の供給頭数の増加を補完するものとして、以下を踏まえ承認申請を行ってください。

(1) 飼養方式の基準等

- ① 飼養方式については、詳細がわかる資料を準備すること。
- ② 公的機関等が作成した飼養管理基準、肥育マニュアル等は必ず提出すること。ただし、地域への貢献や位置付けについて明確であれば、個人が作成したものであっても受け付ける。
- ③ 実施要綱の別紙様式第1号に記載した基準重量や肥育期間の根拠資料を準備すること。

(2) 契約生産者等

- ① 個人的な取組は想定していない。ただし、地域への貢献や位置付けについて明確であれば、個人的な取組であっても地域的な取組として取り扱う。
- ② 販売については直近1年間の当該飼養方式による実績頭数を記載するが、販売実績を確認することが出来る書類を準備すること。ただし、直近1年間の当該飼養方式による飼養実績（牛マルキン未登録牛で累計30頭以上）があれば、販売の実績を有していない場合であっても受け付ける。
- ③ 今後1年間の飼養計画や販売計画を準備すること。ただし、販売の実績を有していない場合、今後3年間の飼養計画（導入計画）を準備すること。
- ④ 契約生産者の飼養頭数や品種等について状況を把握しておくこと。
- ⑤ 農畜産業振興機構又は県団体が行う経営状況等の調査を受け入れること。
- ⑥ 肉用牛肥育経営緊急支援事業の緊急支援金等の返還計画に基づき計画的に返還していること。

(3) その他

- ① 当該飼養方式の地域への貢献や位置付けについて、都道府県畜産主務課からの意見をいただきたい。
- ② 当該飼養方式に関する資料については極力収集すること。

2 ヒアリングの実施

理事長が適当と認める事業対象牛について承認申請する場合は、事前に農畜産業振興機構肉用牛肥育経営課に連絡してください。年度当初の承認申請をする場合は、速やかに連絡してください。

申請を希望する県団体については、ヒアリングを実施する場合があります。なお、年度末を除き、年度途中であっても申請を受け付けます。